

生存権の保障と扶養について

安

部

弘

一

近代的国家の成立以前には諸國家の憲法は不文憲法であつたが、今日では国家の殆んどが成文憲法を有するに至つたといつても過言ではあるまい。そしてこの中には通常自由権・生存権その他いわゆる人権と呼ばれる権利を保障する諸々の規定が織込まれているものが數くない。ところで、この権利はこれまで人類が幾世紀にも亘つた努力の結果漸く獲得した権利であつて、この権利獲得の歴史は古く、夙に英國に芽生えたが、これが始めて成文化された主なものはアメリカの独立宣言、同各州憲法及びフランスの人権宣言などである。それ以来これが導火線となつて人権獲得の歴史は發展して今日に及んだのであるから、人権の歴史はアメリカの独立及びフランス革命と関聯して發展してきたことはこれを否定することはできない。

さて歐米諸国では第十七、八世紀頃になつて自然法思想がますく擡頭して個人の自由と平等が強調せられて來ると、これまで

長い間封建制度の下に為政者の抑圧を忍んできた庶民もここに漸く目覚めて、国家からの自由を目指し、その獲得のために決起し始めたが、遂にはこれがアメリカの独立及びフランス革命の契機を作り、さらに近代国家における自由主義思想の勃興に拍車を加えるに至つた。このため歐米諸国における封建制度もここに崩壊して遂には専制主義も没落し、十九世紀における諸国の憲法もまた自由放任を原理とする自由主義思想が織込まれるに至つた。従つて当時の国家は個人の意思の自由は、これを尊重して殊更に余計な干渉を加えず、また国民の経済活動についても、これを自由放任の下においてその活発な競争を促したため、経済社会には却つて未曾有の経済的活況を齎らし、資本主義經濟の發達には好個の温床となり、ここに近代資本主義經濟の基礎が確立するに至つた。ところが、資本主義經濟の高度の發展は一方に資本独占の弊を齎らし、社会における人々の貧富の懸隔を甚しくしたので、資本家と勤労階級との間に生じた社会的不平等は、遂に両者間に険惡な対立を起させ、従つて財産又は生産手段を有しない大多数

の勤労階級の人々は、少数の資本家のために自己の生存権を脅かされるという深刻な資本独占の禍中に巻込まれるに至つたのである。殊に十九世紀の中葉西欧では自由放任政策により資本主義経済が高度に発達したため、自力による生活力を失つた勤労階級者は、法の前に平等を保障せられて居るに拘らず、現実の社会生活の面では不平等な取扱を受けて、資本家の支配の下に自己の労働力を提供しなければならなかつたので、人間としてこれに値することは到底望むことができなかつたのである。そこで、一九一九年ワイメール憲法は、まず、個人の尊厳を維持し、その發展を期することと明瞭にしたのである。そこで、憲法の保障する健康で文化的な最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬから、いわゆるワイメール憲法第一五一条の「人たるに値する生活」と同じ意味に解せられる。

元來かよくなき生存権の保障に関する規定は、二十世紀の憲法が等しく設けているところのものであつて、この権利は国民各自がそれらの国家に対して、人間に値すべき生活を営むことを要求することができる権利である。ところで憲法第二五条の規定は極めて抽象的であり、生存権の保障も国民一般に対する概括的なものであつて、これは決して個々の国民に対する具体的且つ現実的な無制限の生存権の保障を意味するものではない。これに関しては、最高裁判所の判例もまた「國家は国民一般に対して、概括的に、健康で文化的な最低限度の生活を営ましめる義務を負担し、これを国政上の任務とすべきであつて、この規定により、直接に個々の国民は国家に対して、具体的、現実的にかかる権利を有するものではない」と判示している（昭和二三年九月大法廷判決）。従つてこの規定を具体化して、国民をして「人たるに値する生活」を営ませるために、さらに法律の裏附と積極的な国家の施策を必要とする。それ故国家がすべての国民の個々についてその生存権を保障することは、全面的な国家の計画経済の確立を俟つて、始めてできるのであるから、たとい理想的な福祉国家の実現をはかるとしても、わが国のように財政経済共に不安定な現在

二

わが新憲法は、また国民の自由と平等を保障すると共に、社会的經濟的弱者を保護して、国民に「人たるに値する生活」を営ませるために、第二五一条第一項には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定して、国民の生存権

の保障を宣言している。これは正しく国民の健康が保たれ且つ文化的生活であるという意味における最低限度の生活を保障することと明瞭にしたものである。そこで憲法の保障する健康で文化的な最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬから、いわゆるワイメール憲法第一五一条の「人たるに値する生活」と同じ意味に解せられる。

元來かよくなき生存権の保障に関する規定は、二十世紀の憲法が等しく設けているところのものであつて、この権利は国民各自がそれらの国家に対して、人間に値すべき生活を営むことを要求することができる権利である。ところで憲法第二五条の規定は極めて抽象的であり、生存権の保障も国民一般に対する概括的なものであつて、これは決して個々の国民に対する具体的且つ現実的な無制限の生存権の保障を意味するものではない。これに関しては、最高裁判所の判例もまた「國家は国民一般に対して、概括的に、健康で文化的な最低限度の生活を営ましめる義務を負担し、これを国政上の任務とすべきであつて、この規定により、直接に個々の国民は国家に対して、具体的、現実的にかかる権利を有するものではない」と判示している（昭和二三年九月大法廷判決）。従つてこの規定を具体化して、国民をして「人たるに値する生活」を営ませるために、さらに法律の裏附と積極的な国家の施策を必要とする。それ故国家がすべての国民の個々についてその生存権を保障することは、全面的な国家の計画経済の確立を俟つて、始めてできるのであるから、たとい理想的な福祉国家の実現をはかるとしても、わが国のように財政経済共に不安定な現在

の段階においては、いに多くの期待をかけることは不可能と見なければならない。また実際に不完全ながら、資本主義的自由経済の基盤の上に立つてゐるわが国では、国民の生存権の保障の実現を図るには一定の限度があることは云うまでもない。従つてわが国では憲法第二五条の生存権の保障に関する規定は、ただ国家の政策綱領を示す意味を有するに過ぎないものであると解せられる。ところでわが国では、憲法の保障する生存権については、さきにこれを具体化した生活保護法が制定せられたが、これによつて法定の条件を具備する生活困窮者は、すべてその困窮程度に応じて国家から必要な保護を受け、最低限度の生活が保障せられることになつた。なおこの他失業保険法・厚生年金保険法・職業安定法及び労働基準法等の諸法律の制定によつて、国民の生存権に対する國家の保障は具体化されはいるけれども、何れも一般的の生存権の保障ではない。一般的に国民の生存権を直接保障する法律は生活保護法であるといわなければならぬ。もつとも旧憲法には憲法第二五条の様な国民の生存権の保障に関する特別な規定はなかつたけれども、生活不能者の救済に関する救貧制度は全然なかつた訳ではない。今日の制度とはその性格の点では相異はあるが、慈惠心に基く生活困窮者の救済に関する制度は既に設けられてゐたことは改めて説明する必要に及ぶまい。けれどもただここに注意を要することは従来の救貧制度が殆んど慈惠的救貧の域を脱せず、救貧法規の体裁を整えた一般的救貧を目的とした國家の救貧制度の確立を見るに至つたのは昭和に入つてからであるといつてよからう。

三

二十世紀における諸外国の憲法が個人の生存権の問題を大きく取りあげて、これを憲法中に織込んだように、わが国においても新憲法は個人の生存権の保障に関する規定を取り入れ、同時に一方には生活保護法を始めとして諸々の社会立法の実現を図つた。このためわが国でも国家的扶養制度は諸外国の制度に比べれば未だ甚だ不完全ではあるが、一応ここに確立したといつてもよいであろう。従つて国家的扶養について述べるに当つてまずわが国の扶養制度について概観する必要がある。

そもそも、扶養は自力による生活不能者を対象とする。惟うに今日の社会組織の下においては、幼少老齢不具廢疾その他身体的障害などの自然的原因又は失業のような社会経済的原因に基いて、自力のみによつては生計を立てることができない生活不能者は次第に増加する傾向にあることは明らかである。これは必ずしも今日の社会組織の缺陷が然らしめるものとはいえないのであつて、このような事実は何れの時代何れの国においても見られる現象である。けれどもこれをこの儘に放置するときは、国民の思想は悪化して不良の徒は殖え、却つて社会の秩序を乱す恐があるため、生活不能者対策の問題については今日各國共等しく取上げているところであつて、何れの国も生活不能者に対する社会保障制度の樹立については、少なからず腐心しているところである。もつとも、封建的家父長家族制度の下においては、家族の生計はその家族態自体の責任において營まれていたから、家族態の團結が

強固に維持せられ、その経済生活に余裕があるところでは、たとえその家族態の成員中に生活不能者が出ても、別に問題は起らなかつた。ところが親族共同生活態の團結が薄弱であるか又はその共同生活態に經濟的余裕がないところでは、若し國家の社會政策が確立して完全な扶養制度が行われていない場合には、間引・遺棄・殺人等の非人道的行為が公然行われたことはいうまでもない。であつて、文明国においてさえ今日なお産児制限の方法による人口調節が行われて、生活不能者の減少を図る対策が講じられていることはこれを否定することができないのである。けれどもこれらの方針は今日實際には実行不能のため、十分その効果を収めることができないので、生活不能者の救濟に対する有効適切な対策を如何に講すべきかについては、何れの国においても當面の問題となつてゐるところである。もつとも個人の生存權の問題が大きく取上げられてゐる今日、救貧制度についてはその古い歴史と経験とを持つ英國はもちろんその他の歐米諸国においても、わが国の制度に比べて遙かに進み、しかもこの制度が将来さらに發達する傾向にあることはいうまでもない。そこでこの制度が發達して、将来生活不能者が悉く救濟せられる様になることは誠に望ましいことではあるが、國家の財政力には限度があり、すべての生活不能者の生活が保障されるような救貧制度の確立は到底これを望むことはできない。従つて今日救貧制度を設けている諸外国においても、原則として国家はまず一定範囲の者をして生活不能者の扶養を引受けさせるか、或は企業者の負担その他社會保險制度に基く扶養責任者の分担において生活不能者の扶養を行わせ、

国家はただその財政力の許す限度において最終的に生活不能者の扶養に当つてゐるに過ぎないのである。この扶養がいわゆる国家的扶養である。ところでこの制度は一朝一夕にして今日の域に達したのではない。古い歴史を持つてゐる英國においてさえ、救貧法制定の端緒をなしたものは十四世紀（一三八八年）リチャード二世の時における乞丐浮浪者の禁圧法にあるといわれる。従つて何れの国においても救貧制度が確立するまでは、相当の年代が経過していることが窺われる。そこで国家的扶養制度の確立するまで生活不能者の救済には如何なる方法が講じられていたのである。それはただ僅かに個人的慈惠心に基く救済の手段が講じられてゐたのみである。おもうに社会は個人によつて構成せられる。従つて若し国家が自活の手段を失つた個人に対し、なんらの救済手段も施さず、これを放任してただ単に個人の慈惠心に基づく扶養に委ねておくとすれば、生存競争の劣敗者たる生活不能者はますます増加して社会には窮民層の発生を促し、徒らに思想を悪化させ、不良の徒の横行を恣にさせる原因をつくり、却つて社会の秩序を紊乱させてその崩壊を誘発する原因となる。この点から見て社会の無益な解体を防止し、その健全な發展を図るためにこそ、ここに国家的扶養の必要が生ずるのである。これがため近代法は単に生活不能者個人のためのみならず、国家社会のためにも國家及び地方団体にその義務として生活不能者の救済を命じていふ。その結果として一方生活不能者には、法律上の救済を請求する権利が認められるのであるが、元来この権利は自然法上のいわゆる生存権であつて、既に述べたように一九一九年ワイマール憲

法が「人たるに値する生活」の保障を宣言し、これを実定法上の権利として認めたところのものと一致する。

わが国でも明治維新以来、社会機構は根本的に大改革が行われたが、そのため生活の途を失つた者は浮浪者として国内各所を横行し、社会の秩序は乱れて近代的意義における幾多の社会問題が発生した。そこで政府はこれに対処するために、幾多の法律を制定した。なかでも比較的重要なものは、明治四年太政官第三〇〇号達の「棄児養育米給与ノ方」、同六年太政官第七九号布告「三子出生貧困ノ者ヘ養育料ヲ給与ス」、同第一三八号布告「棄児養育米被下ハ自今満十三年ヲ限リトシ及年齢定方」、明治七年の恤救規則等であつたが、これらのうち救済制度の枢軸となつたものは、取りもなおさず、明治七年十二月八日太政官達第一六三号の恤救規則であつた。この規則に依れば「極貧ノ者独身ニテ廢疾ニ罹リ産業ヲ営ム能ハザル者ニハ一ヶ年米一石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ、但シ独身ニ非ズト雖モ余ノ家人七十以上一五年以下ニテ其身廢疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ」と規定せらるべきである。もちろんこの規則は救貧法規として完全なものではなかつたが、一般的救貧を目的としている点から、他の法規と異つて一応救貧法規の体裁を整えているといつてよからう。けれどもこの規則は救貧が国家の義務として行われることを予定したものではなく、その制度の根本理念は未だ依然慈惠的救貧の域を脱していなかつたのである。それでもこの規則は昭和四年四月二日法律第三九号救護法が施行せられるまで行われていたが、これも昭和二一年九月九日法律第一七号生活保護法の施行と共にこれに引

継がれるに至つた。ところがこの法律はまた昭和二五年五月四日法律第一四四号の生活保護法が制定せられるに及び、ここに廃止せられて今日に至つたのである。もちろんこれまでには、一般的救貧を目的とする救貧法規の制定せられたものがあつたことはいうまでもない。けれども生活保護法が制定せられて、これがすべての要保護者をその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的とするに至つたので、これまでの幾多の法律はここに生活保護法に吸収せられるに至つたのである（生活保護法第一条）。ところでこの法律はこれまでの様な慈惠的見地に立脚した救貧法と異り、苟しくも要保護者が法定の条件を具備する限り、国家の義務として無差別平等に一般的保護をなすことを目的としている点において、確かに従来の救護法より一步進んだところがある。これは固より一九四五年の総司令部の覚書（救済並びに福祉計画の件）に動機を発したものではあるが、これによつてここに生存権の保障に関する憲法の規定が具体化されるに至つたといえるであろう（生活保護法第二条）。そしてこの法律による国家的扶養は、原則として生活困窮者がその利用することができる。資産・能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、若し生活困窮者に民法に定める扶養義務者があり、その者から扶養を受ける場合及び生活困窮者が他の法律に定めるところによつて扶助を受ける場合には、別に急迫した事情がない限り、これらの扶養及び扶助は生活保護法に

より保護に優先して行われる。従つて生活不能者に対する扶養はまず親族扶養が国家的扶養に優先して行われる立前になつてゐるのである（生活保護法第四条）。

前述の様に、生活不能者の救済には固より國家自らこれに当ることもあるが、この外にまた國家が自己の監督の下に企業者にその責任において従業者の救済に当らしめる場合及び各種の保険制度を通して生活不能者の救済を図る場合その他一定範囲の親族をして生活不能者の扶養に当らしめる場合など各種の場合がある。けれどもこれらは何れも一般的扶養をその使命とせず、ただ特殊の関係がある特定範囲の者のみを扶養乃至救済の対象とする。この点は国民全体を対象として一般的扶養をその使命とする国家的扶養と異なるところである。かような点から国家の救貧制度が進んで社会施設が完備し完全に国民の生存権が保障せられるならば、親族扶養制度その他の生活保障制度の必要はない説であるが、わが国の現状では到底理想的の国家的扶養はこれを望むことができないから、自然親族扶養制度その他の生活保障制度が必要となる。そして現行制度の下では、親族扶養先行主義が採られていて、如何に国家的扶養が国民全体に対する一般的扶養をその使命とするにせよ、親族扶養が極めて重要な使命を帯びていることはいうまでもない。この点から、他の扶養については暫くおいて、本稿では次に生存権の保障及び国家的扶養と密接な関係を持つ親族扶養について述べる必要がある。

四

生存権の保障という問題は今日の重要な課題の一であつて、これについては二十世紀の憲法が等しく規定を設けているところであり、またわが国においても同様に憲法に基き生活保護法を制定して、要保護者に対しその困窮程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障をなすと共にその自立を助長することを企図している。もちろん国家がすべての困窮者を引受け、これらにその生活の保障を与えることは、誠に望ましいことではあるが、国家の扶養能力には限度があり、これを実際に行うことは到底負担に耐えないとこらである。そんなところから、結局これらの者に対する扶養義務は、これらと特殊関係にある個人に引受けさせる外はないのである。従つてわが現行制度は扶養については親族扶養先行主義を探り、若し生活不能者に扶養能力がある一定の親族がある場合には、その者に法律上の義務として扶養を引受けさせている。この義務がいわゆる親族扶養義務であつて、この場合の扶養が親族扶養である。そこで、ここに親族扶養というのは、生活不能者に対する法定の親族関係にある者がその身分関係に基いて法律上当然その義務としてなす扶養であつて、これに関する問題は専ら民法において取扱われる。これがいわゆる民法上の扶養である。民法上扶養においては、その義務を夫婦関係・親子関係及び一定の親族関係のある者の間に負わせている。従つてこの義務は一定の身分関係の存在を前提条件として生ずる義務である。固より現行法の下では、親族はすべて單に親族であるといふ

ことのみで法的に扶養義務を負わされることはないが、苟しくも法律に定める一定の親族である以上、現実の親族共同生活態の構成員であると否とを問わず、法律上の義務として当然国家的扶養に優先して互に扶養をなす義務を負うことになっている。もつともこの義務の中には夫婦親子間に生ずる生活保持義務と夫婦親子以外の一定の親族間に生ずる生活扶助義務との全くその性質を異なる二つの義務がある。前者は夫婦親子の身分関係に基いて発生する義務であつて、扶養義務者は単に扶養を必要とする者の不可缺的需要を充たすのみでは足りない。さらに自己の生活を犠牲にしても、飽くまで相手方と同じ程度の生活を分ち合つて共に生きる実に広汎な扶養義務である。これに反して後者は夫婦親子を除く狹義の親族法上の親族相互間の一種の親族共生の義務であるが、むしろ偶發的の義務であり、既に親族共同生活態が分解して親族共生の義務が薄弱となつた今日にあつては、唯々特殊の事情によつて親族の一方が生活不能者となつた場合に、他の一方がこれが生活を扶助する義務に過ぎないのである。それ故この義務は前者と異り、扶養義務者が自己の地位身分に相応する生活を犠牲に供することなしに、主として自己の生活の余剰を以て生活不能者の生活を扶助することを目的とする経済上の義務を意味する。

わが改正民法は旧民法と同じく、もとよりこの区別は明らかにしてはいないが、既に学者間には認められ内容的には、扶養の程度・方法を決定するに当つて、当然考慮されなければならないことは既に通説の認めるところである（中川善之助編集註解親族法三八一頁参照）。

そこでこの親族扶養の義務は如何なる範囲の親族がこれを負わされているか。かの封建制度が崩壊して、従来の親族共同生活態が次第に分解するにつれ、夫婦親子を以て構成する小家族態が発生し、それと共に一方では国家的社會的扶養制度が次第に拡充整備されてきたので、扶養義務者の範囲も次第に変遷してきた。一般に近代立法の傾向は諸外国の立法例が示すように扶養義務者の範囲はこれを次第に縮少する方向に進んでいることは否めない。ところでわが国においては、現行民法は扶養義務者の範囲はこれまで親族とし、夫婦間の扶養義務については扶養の特殊性に鑑み、特に扶助という語を用いて親族の一般的扶養義務とは別に婚姻法上の義務として取扱い、親の未成熟子に対する扶養義務については親権者の未成熟子を監護教育する義務という形で取扱つてある。これに対して親族の一般的扶養義務については旧民法と異り、その範囲を直系血族・兄弟姉妹及び家庭裁判所によつて扶養義務を負わせられた三親等内の親族までとし、旧民法に比し遙かにその範囲を拡張している（民法第八七七条）。それでは今日われわれが抱えている現実の親族共同生活態は如何であろうか。ことに都会では共同生活態は主として夫婦親子をして構成せられているものが増加して、従来の親族共同生活態は次第に縮少せられて行きつつある現状であるが、それにも拘らず、改正民法が親族扶養の義務を現実の共同生活態と離れて夫婦親子以外の遠い親族にまで負わせていることは、現下の社会事情も考慮の上のことではあろうが、わが国の実情は決して扶養義務者の範囲をさらに三親等内の姻族までも拡張しなければならない様な

必要には迫まられてはいないであろう。従つて旧民法第九五四条第二項が夫婦の一方と他の一方の直系尊属であつてその家にある者が家庭裁判所の認める三親等内の親族まで扶養義務を負わなければならぬことは、個人の尊嚴とその自律を基調とし各自の責任を尊重する近代国家の扶養制度の下においては、確かに時代思潮に逆行した立法であるとの非難を受けるに値するものではあるまいか（中川善之助編集註親族法下二四〇頁参照）。なおここに注意すべきことは三親等内の親族間における扶養義務についてであるが、この場合においても血族間の扶養義務は従来も実際に慣行されていたから別に問題はないとしても、三親等内の姻族間の扶養義務については幾多の問題が残されているように思われる。これら姻族間においても夫婦の一方と他の一方の直系尊属であつてその家にある者との間の扶養義務については旧民法もこれを認めていたが、その他の場合はこれを認めていなかつた。これに対し改正民法はたとい姻族であつても三親等内の姻族である以上家庭裁判所はこれに対し扶養の義務を負わせることができることを認めた（民法第八七七条第二項）。もとより姻族関係は有効な婚姻を前提として生じ、離婚及び生存配偶者の姻族関係を終了させる意思表示によつて終了する。従つて生存配偶者が家庭裁判所によつて三親等内の姻族に対する扶養義務を負わせられた場合でも、その姻族関係を終了させる意思表示をするときは、姻族関係より生ずる扶養義務を免れることができるが、死亡配偶者側の三親等内の血族の方からは生存配偶者との姻族関係を終了させることができ

ない。従つて事情によつては生存配偶者は極めて縁の遠い死亡配偶者側の血族が生存配偶者の扶養義務を負わなければならぬことになつて、極めて時代の思潮に逆行した結果を齎らすようと思われる（民法第七二八條第二項）。もちろんこの缺陷は法の運用の如何によつて補うことができるとしても、一方的に生存配偶者のみに姻族関係を終了させる意思表示を認めたことが扶養及び相続を繰つて幾多の問題を惹き起していることも将来考慮されなければならないことであろう。まず実際問題として妻帯後幾何もたたずして夫が死亡し、後には本人の年老いた親と妻、子及び財産が残されたとする。この財産は妻子によつて相続せられるが、この場合若し生存配偶者が死亡配偶者の血族との姻族関係を終了させたとき、生存配偶者は民法第八七七条第二項の規定によつて死亡配偶者の親は自己に財産がなければ息子の財産は妻子から、死亡配偶者の親は自己に財産がなければ妻子に相続され、老後の生活の保障が得られないという氣毒な結果に陥ることも考え得られる。従つてこんな場合に対しでは諸外国の立法例は生存配偶者に扶養義務を負わせているものもあるが（佛民法第二〇六條参照）、生存配偶者に相続財産を限度として姻族関係終了後もなお死亡配偶者の直系尊属に対する扶養義務を負わせる必要はないであろうか。もつとも生活不能者に対する國家の社会保障制度が整備せられ個人の生存権が保障せられるならばこんなことを考える必要はあるまい。なお民法第八七七条第二項に依れば家庭裁判所の審判によつて扶養義務が設定せられた後、事情に変更を生じたときは家庭裁判所はその審判を取消すこ

とができることになつてゐる。この場合当事者間の扶養関係は取消によつて消滅し、しかもその取消は当事者の請求によつて家庭裁判所がこれを行うことができるが、なお家庭裁判所もまたなんら当事者の請求を俟たずして職権を以てこれを行うことができるものと解せられる。けれども生存配偶者の姻族関係を終了させる意思表示による親族関係の消滅に基く事情の変更の場合は、扶養関係が最早維持せらるべき余地はないから、その場は別に取消を俟たずして扶養義務は当然消滅するものと解するが妥当であろう。

(民商法雑誌第二三卷第四号三八頁、青山道夫著身分法概論二九頁参照、我妻栄著親族相続法解説一四四頁参照)

最後に扶養に関する問題となるのは民法第七三〇条の規定である。同条は改正法が新たに設けた直系血族及び同居親族の扶け合うことの義務を規定したものであるが、これについてはその成立の当初から学者間に兎角の議論があつただけに、今日においてもこの規定を纏つて学者間に意見の対立を見ているのである。ところでこの規定における扶け合うことの法的内容は必ずしも明らかではないから、正確な内容を把握することはできないが、専くとも民法にいわゆる扶養と同内容のものではないことは明らかである。元来民法上の扶養は原則として自己の資産及び勤労によつて自活することができない生活不能者に対する経済上の保障を目的とするものであつて、夫婦及び未成熟の子に対する扶養の義務に関しては婚姻法及び親子法上の義務としてそれぞれの章中に規定せられ、その他の親族の扶養義務に関しては別に規定が設けられている(民法第八七七條以下、中川善之助著註解親族法三五頁参照民法第七五二條、同第八二〇條、我妻栄著改正親族相続法解説)。

以上の諸点から見て第七三〇条の規定が妙くとも親族の扶養義務に関する規定でないことは明らかである。従つて今假りにこれを道義的扶助義務を内容とする單なる倫理規定に過ぎないとして不間に附しない限り、親族扶養義務者の範囲はこの規定が設けられたことにより、場合に依つては、民法第八七七条の一般的扶養義務者以外の者にまで拡張せられることとなり、親族であるばかりにたまく同居したことにより、他の親族に優先して扶養義務を負わされることになる。従つてこの一事によつても、この規定が時代の思潮に逆行する規定であるとして非難されることは免れないであろう。

五

上述するところによつて明らかかなように、わが国では生活不能者の救濟がこれまでの慈惠的救濟の域を脱して、漸く救貧法の制定を見、国家的扶養制度が軌道に乗りかけたのは、救護法が制定せられてからのことである。ところが旧憲法の下では国民の生存権は當時未だ憲法によつて保障せられていなかつたので、眞に國家的扶養制度の基礎が確立したのは新憲法の制定によるものであるといえるであろう。それというのは二十世紀の諸外国の憲法が個人の生存権の保障に関する規定を競つてその憲法中に織込んだように、わが国でも新憲法が始めて国民の生存権の保障に関する規定を創設したからである。けれどもわが国では国家の財政力の点から見て、その扶養能力には限度があり、国民の生存権の無制限の保障は到底国家の耐えられない負担である。そこで現在わが

国では諸外国の立法例と同じく扶養義務は独り国家のみに負わせず、他の機関や一定範囲の親族にその義務を負担させていることは前述の通りであるが、近代国家における扶養制度は親族扶養においては、その義務者の範囲はこれを可及的に縮少せんとする傾向がある。そこでこれがためには国家は社会立法の整備に留意すると共に、専らその福祉施設を充実して社会保障制度の基礎を確立し、生活不能者の扶養は夫婦間及び親の未成熟子に対する場合を除いては、可及的にこれを国家又は地方公共団体にその義務として負わせることが望ましいようと思われる。かような福祉国家が成立発展すれば、自然親族扶養義務者の範囲はこれを遠い血縁関係者にまで及ぼす必要はなく、親族共同生活態の成員の生活の維持は、共同生活態の分解の如何に拘らず容易となることは必然である。しかし事情の如何を問わず、現実の状勢は親族共同生活態が次第に分解して夫婦親子を以て組織せられる傾向にあるから、親族間における扶養義務者の範囲もまた将来は自然夫婦親子関係を構成する者の間に限られるようになるのではなかろうか。実際現行制度の下では国家の福祉施設が充実して広く生活不能者の国家による扶養が行われるようになれば、単なる経済的扶助を目的とする狭義の親族扶養はその必要がない訳である。また新憲法が個人の生活権を保障すること宣言している以上、将来わが国が国民の期待する福祉国家として発展することは国民のすべてが望むところでもある。